

令和3年度倉敷観光コンベンションビューロー
観光誘客推進事業費補助金

「観光誘客補助金」
Q & A

(令和4年1月7日時点版)

事業者の皆様には、本資料をご確認の上、お問合せをお願いします。

メニューからお問合せ内容を選択してください

- 1. 交付対象者について
- 2. 補助対象経費等について
- 3. 申請手続きについて
- 4. 支払方法について

1. 交付対象者について

1-Q1：倉敷観光コンベンションビューロー会員になるための条件は

A：同ビューローの趣旨に賛同し、所定の会費を納入していただきます。

詳細につきましては事務局までお問い合わせください。

1-Q2：「県内に事業所を有する旅行者」の「事業所」とは何を指すか

A：旅行者に対してサービス提供を行う営業所を指します。本社機能を有する必要はありません。

1-Q3：旅行者の範囲は

A：第1種旅行者、第2種旅行者、第3種旅行者、地域限定旅行者を指します。旅行者代理業者、旅行サービス手配業者は含みません。なお、法人格の有無、大企業・中小企業・小規模事業者等の事業者規模は問いません。

1-Q4：「市内に事業所を有する観光関連事業者」の「事業所」とは何を指すか

A：観光客に対する商品・サービスの提供（生産含む）を行う営業所を指します。

本社機能を有する必要はありません。

※市内に本社（事務所）があっても、市外の事業所でのみ観光客向け商品・サービスの提供を行う場合は補助対象外です。

1-Q5：「事業所」要件はいつの時点で考えるのか

A：申請日時点での事業所所在地で考えますが、来年度までに県外・市外へ移転または廃業予定の場合は（令和4年度の誘客推進のための）制度趣旨に馴染ま

ないため補助対象外です。

1-Q6：観光関連事業者の範囲は

A：宿泊事業者，交通事業者，観光施設事業者，飲食事業者，土産物等販売事業者等の幅広い業種で，会社，個人事業主のほか，NPO，組合，商工団体，実行委員会等も要件を満たせば申請者となりえます。

ただし，申請に当たっては県内に事業所を有する旅行業者との連携が必要となりうます。

1-Q7：申請者は市内に居住・所在していることが必要か

A：事業所が県内（旅行業者の場合）または市内（観光関連事業者の場合）にあれば足ります。申請者の本社所在地・住所地は問いません。

1-Q8：市内で観光客に対して商品・サービスを提供するとは

A：提供が直接・間接かは問いません。例えば，観光客向けの土産物等の製造事業者もその他の要件を満たせば交付対象者となりえます。

1-Q9：観光関連事業者が申請主体となる場合に必要となる旅行業者との

連携とは

A：申請の際に旅行業者との連携についての同意（交付申請書別紙「交付申請に係る同意書」）が必要です。また，実績報告の際に，事業実績を具体的にどのように旅行商品化に結び付けていくか，また期待される誘客効果について，記載をいただくようになります。なお，倉敷観光コンベンションビューロー会員要件については，申請主体となる観光関連事業者が会員であれば足ります。（連携する

旅行者については必ずしも会員である必要はありません。)

1-Q10: 複数の観光関連事業者が連携した取り組みの申請方法は

A: それぞれの事業者が取り組む内容が別であれば、それぞれで申請するか、同一の取り組みを共同で実施する場合は、いずれかの事業者が代表となって申請することが考えられます。

1-Q11: 補助対象要件の「大型誘客キャンペーン」とは

A: 令和4年度に予定されている岡山DC(デスティネーションキャンペーン)、や瀬戸内国際芸術祭等の観光誘客キャンペーン等をいいます。

1-Q12: 補助対象要件の「ウィズコロナに対応して」とは

A: ウィズコロナにおける観光客の新たなニーズに対応して、観光関連の事業継続を図るものをいいます。

1-Q13: 補助対象事業における「磨き上げ」とは

A: 量的な拡大(受入人数や、製造可能数等)ではなく、質的な向上を指します。

1-Q14: 「別の補助金を受けている」とは

A: 同一事業(契約)に対して別の補助金を充当している場合は補助対象外です。

2. 補助対象経費等について

2-Q1: 人件費についての考え方は

A: 事業の実施に際して新たに必要となる人件費(随時に雇用するアルバイト等)について補助対象となりえます。申請者が雇用する者等に対する人件費(給与・

報酬等)は補助対象外です。なお、人件費のみを補助対象経費として計上することは認められません。

2-Q2：企画費についての考え方は

A：新たな観光素材・サービス、旅行商品等の企画立案に係る経費が補助対象となりえます（外注を想定）。申請者が常時雇用する者等に対する人件費は補助対象外です。

2-Q3：打合せにかかる飲食費は補助対象となるか

A：飲食費は補助対象外です。

2-Q4：銀行振り込み手数料は補助対象となるか

A：手数料の類は補助対象外です。

2-Q5：道路使用許可に係る使用料は補助対象となるか

A：法令等に基づく使用料のほか、公租公課は補助対象外です。

2-Q6：観光クーポンのプレミアム価額や旅行商品の割引金額は補助対象となるか

A：プレミアムや割引原資、損失補填は補助対象外です。

2-Q7：感染症対策にかかる備品購入等は補助対象となるか

A：本制度は感染症対策となる備品購入等を直接の目的としたものではありませんが、旅行商品のテーマや受入体制のため必要と認められる経費であれば対象となりえます。

2-Q8：事業所は市内だが、瀬戸内国際芸術祭が開催される香川県で新た

な観光サービスの提供を考えている。補助対象となるか

A：市外で提供される観光サービスは、補助対象外です。

2-Q9：モニターツアー費用に対する補助対象経費の考え方は

A：モニターツアー費用として参加者の宿泊費，飲食費，交通費，入館料，観光プログラム体験料，添乗員経費等は検証に係る費用として対象となりえます。補助対象外経費等をまかなうために，収益が生じない範囲内であれば参加費の設定も認められます。なお，本制度はツアー催行人数実績に応じて補助金を交付するものではありません。

2-Q10：自社の新商品開発は補助対象となるか

A：単なる新商品開発は補助対象外です。開発する新商品が市内を目的地とした旅行商品化につながる観光素材として認められるものであれば，補助対象となりえます。

2-Q11：開発した新商品の製造費用は補助対象となるか

A：販売商品の製造費用は補助対象外です。新商品の試作品製作までの費用（原材料費，工具器具費，設備備品費，デザイン検討やテストマーケティングに係る外注費等）については補助対象となりえます。

なお，開発した新商品が市内を目的地とした旅行商品化につながるものである必要があります。

2-Q12：令和3年中に開発した商品にかかる経費は補助対象となるか

A：令和4年1月1日以前に支出した経費は補助対象外です。

2-Q13：令和4年4月催行のモニターツアー費用は補助対象となるか

A：令和4年3月15日より後に支出した経費は補助対象外です。

2-Q14：インターネットでの機器購入につき見積書がないため画面コピーで足りるか

A：販売サイト事業者に見積書発行を依頼してください。発行が困難な場合は商品価格がわかるものを添付してください。

2-Q15：補助対象経費の下限額はあるか

A：下限額はありません。

2-Q16：観光関連事業者が申請主体となる場合に、連携旅行者による同意書や実績報告書の一部等の書類作成に係る事務費は補助対象となるか

A：申請書類作成に係る事務費は補助対象外です。

2-Q17：(観光客向けレンタサイクル等に係る)自転車の購入費は補助対象となるか

A：車両の購入費に該当するため補助対象外です。既に保有する自転車の高付加価値化（デザインラッピング等）、レンタル・リースによる実証実験等は補助対象となりえます。

2-Q18：ハード整備（施設の新設・改修等）は補助対象となるか

A：ハード整備は、新設・改修等による整備効果が補助事業以外にも及ぶことが想定されるため、基本的には補助対象として予定していませんが、その整備

が専らツアーの催行や体験プログラムの提供のために必要なものと認められるものであれば補助対象となりえます。

なお、施設の老朽化等に伴う単なる修繕費は補助対象外です。

2-Q19：設備備品費の考え方は

A：新商品開発に必要な設備，新たな体験プログラムのために必要な機器・備品等が補助対象となりえます。なお，パソコン・タブレット・スマートフォン等の汎用性の高い機器は原則として補助対象外です。

2-Q20：「市内を目的地とした旅行商品」について，旅行商品の立ち寄り

先は市内完結である必要があるか

A：本市への立ち寄りが含まれていれば，問題ありません。宿泊地も問いません。

3. 申請手続きについて

3-Q1：交付申請回数に制限はあるか

A：1事業者当たりの申請回数の制限はありませんが，同一の取組について複数回申請することはできません。なお，補助金額の上限の範囲内であれば，複数の取り組み（補助対象事業）について（1回で）申請することもできます。

3-Q2：事業実施は交付決定を待つ必要があるか

A：交付申請後であれば，随時事業に着手していただいて構いません。

3-Q3：見積書は業者の押印があり，原本である必要があるか

A：見積書の押印は不要，写しで可です。

3-Q4：見積書の業者と（実績報告時の）実際の施工業者が異なる場合は
どう取り扱うか

A：事業内容が同じで，補助対象経費が増額しなければ問題ありません。

3-Q5：領収証に内訳記載が無くても良いか

A：領収証自体に内容を記載いただいたものに差し替えるか，購入明細がわかるものを添付してください。

3-Q6：領収証はWeb上で発行されたものでも良いか

A：補助対象となる支払い方法であることが確認でき，支払い方法に応じた必要書類が提出できる場合はWeb上で発行されたものでも構いません。

3-Q7：領収証の宛名が申請者と異なりますが認められるか

A：領収証の宛名は，個人事業主の場合は個人事業主名か屋号，法人名の場合は法人名または法人名＋法人代表者名に限ります。立替払いは認められません。

3-Q8：申請してから補助金の振り込みまでの所要期間は

A：請求書を提出後，約1週間程度で振り込みます。

3-Q9：観光関連事業者が申請主体となる場合，補助金の振り込み先は申
請主体である観光関連事業者と連携旅行業者のどちらになるか

A：補助金は申請者（請求者）に対して支払います。

4. 支払方法について

4-Q1：バーコード決済（PayPay や d 払い, auPay）等での決済分は補助

対象となるか

A：補助対象外です。

4-Q2：Webギフトカード等での決済分は補助対象となるか

A：補助対象外です。

4-Q3：法人のクレジットカード名義についての要件は

A：法人カードでの決済は、引き落とし口座が法人の名義であるものが対象となります。なお、カードの名義については、問いません。

4-Q4：小切手・手形での決済分は補助対象となるか

A：原則として補助対象外ですが、自社・自己振出の小切手・手形のみ対象となります。この場合、令和4年3月15日までに振り出した小切手・手形の金額について当座預金口座からの引き落としが完了したことを確認する必要があります。